

職員の懲戒処分等について

不適正な事務処理を行った職員の懲戒処分等を行いました。
市民の皆さまの信用を損なったことについて、深くお詫び申し上げ、再発防止に努めてまいります。

1 処分日

令和4年6月15日（水）

2 被処分者・処分内容等

(1) 契約に係る議会未提出の事案

【事案の概要】

令和元年7月22日に契約を締結したリニア推進部の事業に係る案件において、令和2年3月27日に行った変更契約の締結前に、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を要するところであったが、議決を経ることなく変更契約を締結していた。

所属部署等	処分等	処分等の理由
リニア推進部長 主事 59歳	戒告 (懲戒処分)	・管理職員である部課長は、その内容を掌握し議決案件とする必要があったが、その職務を怠り議会への案件未提出となった
(当時の) リニア整備課長 財政課長	訓告 (矯正措置)	
【再発防止策】 ① 全職員が事態の重大性を認識し、再発防止の意識をもつ。 ② 全職員にコンプライアンス研修を実施するなど再教育を行う。 ③ 契約締結までの業務フローの見直し、工事施工伺（変更伺含む）の様式の変更により組織的なチェック体制の改善を図る。		

(2) 児童手当及び子育て世帯への臨時特別給付金の振込口座誤り並びに支給遅延の事案

【事案の概要】

市民Aに支給すべき児童手当及び子育て世帯への臨時特別給付金を、市民Aと同姓同名の市民Bの口座へ振り込んでいた事案が発覚したが、発覚後、管理職員が適切かつ丁寧な対応を怠ったことにより、児童手当遡及支給分の振り込みが遅延となった。（経過は裏面参照）

所属部署等	処分等	処分等の理由
健康福祉部長 主事 58歳	減給1/10 1月 (懲戒処分)	・上司である部長及び課長は、本案件を把握したにもかかわらず危機事案としての報告、部下への適時適切な指示及び確認を怠った
子育て支援課長 主事 54歳	戒告 (懲戒処分)	
【再発防止策】 ① 申請書や届出書入力については、入力者以外の2名の係員による入力内容の点検に加えて、「情報更新者チェックリスト」を作成し、担当者が確認する。 ② 事務のトラブルがあった時の整理と手続き、再発防止の対処について再教育を行う。 ③ 管理職員に対し危機事案取扱いの再確認と徹底を図る。		

3 その他

健康福祉部（福祉課・子育て支援課）の度重なる不適正な事務処理事案の発生を重く受け止め、組織体制を整えること、また職員を管理する組織の責任者として、市長の給料月額を減額（減給1/10 1月）する条例改正（案）を令和4年第2回定例会閉会日に上程する。

【児童手当及び子育て世帯への臨時特別給付金の振込口座誤り並びに支給遅延の事実経過】

○市民Aに振り込むべきものを市民Bへ振り込んでしまった金額	合計	38万円
内訳	・ R 1. 6月分～R 3. 9月分の市民Aの児童手当	28万円
	・ R 3. 12月の市民Aの子育て世帯への臨時特別給付金	10万円

事案の経過

R 1. 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民Bから児童手当支払金融機関の口座名義を変更する旨の届出があり、担当者が口座情報を変更するシステム入力の際に、本人確認を誤り同姓同名の市民Aの口座情報を変更した ※R 1. 6月分～R 3. 9月分の市民Aの児童手当 (28万円) は、市民Bの児童手当とともに、Bの口座へ振り込まれた
R 3. 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 (10万円) は、児童手当の振り込み口座に振り込むことから市民Aと市民Bの給付金がBの口座へ振り込まれた
R 4. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民Aが子育て支援課窓口へ来庁し「子育て世帯への臨時特別給付金が振り込まれていない。児童手当も、しばらく振り込まれていない」との申し出があったため、担当係長の判断で市民Aへ謝罪し、以下のことを行うこととした ①子育て世帯への臨時特別給付金を変更後の正しい口座へ振り込む ⇒ 2月21日に振り込み済み ②R 1. 6月分～R 3. 9月分の児童手当未支給分を3月11日に支給する ⇒ 通常の支払処理と異なるが、その処理について担当係長が担当者に明確な指示をしなかったことにより3月11日に支給されなかった ・ 同日担当係長は課長に事後報告し、課長から市民Bに謝罪とともに説明するよう指示を受けた ・ 課長から部長への報告はなされなかった
R 4. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長に一連の事案報告がなされたが、部長は危機事案としての指示、理事者への報告を行わなかった
R 4. 6. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民Aが窓口へ来庁し、3月11日に支給予定の児童手当未支給分がまだ振り込まれない旨の申し出があったため、担当者が対応し至急支払うこととし、担当係長と課長に報告した
R 4. 6. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長から部長へ事案の報告をし、部長から危機事案とし扱う指示と、理事者へ報告がなされた。
R 4. 6. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民Aへ児童手当未支給分 (28万円) を振り込む

問い合わせ先

総務部人事課 担当 岡本佳宏
 TEL : 0265-22-4511(内線 2140)
 FAX : 0265-24-4511
 mail : jinji@city.iida.nagano.jp